

業務シナリオワーキンググループに関する規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、業務シナリオワーキンググループ（以下業務シナリオWG）の設置及び運営等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 業務シナリオ WG は、会員間で共通の問題や課題について、オープンな形式で議論する過程を通して、幹事会又は委員会が設定した目的に応じた成果物を得るための活動を行うための組織である。

（設置）

第3条 ビジネス連携委員会は、定款第3条の事業の実施のため、業務シナリオ WG を設置することができる。

2 正会員は、所定の書式により、新たな業務シナリオ WG の設置を提案することができる。

3 業務シナリオWG は、2以上の正会員の参加と、合計3以上の正会員またはサポート会員の参加を必要とする。

（構成）

第4条 業務シナリオ WG のメンバーは、正会員の構成員、サポート会員の構成員、学会会員で構成する。また、メンバーが所属する正会員またはサポート会員の中から、代表企業を1社定める。

2 実装会員の構成員および個人会員は、業務シナリオ WG からの要請を受けた場合に、業務シナリオ WG の協力メンバーとなることができる。

（役職）

第5条 業務シナリオ WG は、互選により、主査1名、ファシリテータ1名、エディタ数名を置く。

2 主査は、代表企業に所属するメンバーとし、メンバー管理や成果物の管理などの責任者として、主に管理事務を行う。

3 ファシリテータは、ワーキング・グループでの活動をより効果的に行うために、議論の進行およびとりまとめを行う。主査と兼務することができる。

4 エディタは、ワーキング・グループでの活動の成果物を本会の会員が利用可能なようにドキュメントとしてまとめる。主査およびファシリテータと兼務することができる。

（期間）

第6条 業務シナリオWGの設置期間は、設置が承認された日から、当該年度の末日までとする。

2 ビジネス連携委員会において、常設WGとして認可された場合は、設置期間を、事業年度を単位として延長することができる。常設WGの更新は3回を限度とし、トータルで5年以内とする。

（オブザーバー）

第7条 ワーキング・グループへの参加を検討するために、主査の許可を得て、グループの会合にオブザーバー参加することができる。

2 同一の業務シナリオWGにオブザーバー参加できるのは1回までとする。

3 会員として本会への申込みを検討している場合に限り、非会員であっても前項に従いオブザーバー参加できる。

(成果物の帰属)

第8条 業務シナリオWGの活動成果として公開されたすべての知的財産は、本会に帰属する。

2 業務シナリオWGの活動成果の期間終了後の帰属は、WGメンバーの合意のもとで書面で定め、ビジネス連携委員会に報告する。

附 則

1 この規則は、平成27年6月18日から施行する

2 この規則は、平成30年3月22日から施行する

3 この改定は、令和2年7月1日から施行する

4 この改定は、令和5年6月8日から施行する